

埼玉県新商品アワード要綱

一般社団法人埼玉県物産観光協会

背 景

埼玉県内には江戸時代から続く伝統産業をはじめ、食品、機械、建設など多くのものづくり産業が存在し、日本や世界を代表する企業も沢山ある一方で、実力がありながらも、埼玉県民に十分に知られていない企業も多い。新商品も発売されているが、県民まで情報が届いていない。

県内企業から発売された新商品のアワードを実施することで、新聞・テレビなどメディアに露出される機会をつくり、優れた新商品の市場認知度を向上させ、GMS（general merchandise store）、百貨店、駅売店等の売場での展開や市場での販売の促進をはかり、県内企業収益の向上に貢献する。

同時に、埼玉県物産観光協会の理念である、「Saitama Style」（埼玉の産業が自然と共生しながら人にも環境にも優しい姿で、優れた製品・観光・サービスを提供し、発展していく）を推進する。

（目 的）

第1条 （一社）埼玉県物産観光協会（以下「協会」という。）は、県産品及び観光・サービスにおける新商品を対象とした埼玉県新商品アワード（以下「アワード」という。）を行い、その認知・普及を促進させ、企業収益向上につなげる事を目的とする。

2 前項のアワード実施に関する事項は、この要綱に定めるところによる。

（定 義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- 一 新商品 アワードの応募期間終了日から遡って1年以内に新発売した商品のことをいう。
- 二 県産品 埼玉県内の事業者が、埼玉県内の事業所において製造若しくは加工した商品又は埼玉県産の原材料を主原料として企画した商品で、一般消費者に販売される商品をいう。
- 三 観光・サービス 埼玉県内の観光消費を促進するための、一般消費者を対象としたツアー商品や体験型商品をいう。

（審査事務等）

第3条 アワード受賞の審査に関する事務、その他この要綱の実施に関する事務は協会が行うものとする。

(表彰)

第4条 協会は、別に定めるアワードによる審査の結果、優良な新商品であるとして認めた場合は、その商品と事業者等を表彰するものとする。

(カテゴリー)

第5条 応募商品のカテゴリーは次の各号のとおりとする。

一 菓子カテゴリー

菓子(かし)は、食事以外の嗜好品として食べる食品。一般に、穀類の粉を練り焼く、あるいは蒸すなどしたビスケットや饅頭、糖質を主体としたキャンディやチョコレート類、アイスクリームなどの冷凍菓子などを総合して本会審査の菓子と分類する。

二 食品カテゴリー

菓子以外の加工食品、酒類、茶などが対象。

三 非食品カテゴリー

民芸品、雑貨などが対象。

(表彰の種類)

第6条 表彰の種類は次の各号のとおりとする。

一 埼玉県新商品アワード大賞

全カテゴリーの審査商品の中で最も優秀と認められた商品1点に授与

二 埼玉県新商品アワード金賞

各カテゴリーの審査商品の中で優秀と認められた商品に授与

三 埼玉県新商品アワード入選

各カテゴリーの審査商品の中で優良と認められた商品に授与

四 埼玉県新商品アワードグローバル賞

グローバル賞応募商品の中で海外からも評価されると認められた商品に授与

(受賞実績の表示)

第7条 受賞した商品には、その容器・包装・POP等に受賞実績を表示することができる。

2 この要綱に基づき受賞した商品でなければ、宣伝にあたって「埼玉県新商品アワード」の字句を使用してはならない。また、年度表示は合わせて表示するものとする。

3 実績表示期間、ロゴマークの取り扱いについては、別途定めた「埼玉県新商品 AWARD ロゴマーク使用規定」に準じるものとする。

(報告・調査)

第8条 受賞した製造事業者等は、受賞した商品が、第8条に該当することになった場合には、速やかに協会に報告しなければならない。

2 協会は、必要があると認めるときは、表彰した商品の製造事業者等に対して報告を求め、

または調査をすることができる。

(表彰の取消)

第 9 条 協会は、表彰した商品の製造事業者等がアワードの信用を失う行為があったと認める場合は、表彰を取り消すことができる。

(雑 則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施にあたり必要な事項については、協会が決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 23 日から施行する。